

第5章 柔整審査会

(柔整審査会の設置)

2.4 健保協会支部長は、全国健康保険協会管掌健康保険に係る申請書を審査するため、全国健康保険協会都道府県支部（以下「健保協会支部」という。）に柔道整復療養費審査委員会を設置すること。

都道府県知事は、国民健康保険及び後期高齢者医療に係る申請書について、当該保険者等に代わり国保連合会に審査を行わせるため、国民健康保険団体連合会と協議の上、国民健康保険団体連合会に国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会（以下、健保協会支部の柔道整復療養費審査委員会と合わせて「柔整審査会」という。）を設置させることができること。ただし、都道府県知事が国民健康保険及び後期高齢者医療に係る申請書の審査の委任を受けている場合は、健保協会支部長と都道府県知事の協議により、健保協会支部の柔道整復療養費審査委員会で引き続き審査を行うことができること。

なお、船員保険に係る申請書を審査するため、地方社会保険事務局長は健保協会支部長と協議の上、健保協会支部長に審査を委任すること。また、組合管掌健康保険に係る申請書を審査するため、都道府県健康保険組合連合会会長は健保協会支部長と協議の上、健保協会支部長に審査を委任することができること。

(審査に必要な報告等)

2.5 健保協会支部長又は国保連合会は、柔整審査会の審査に当たり必要と認める場合は、柔道整復師から報告等を徴することができること。

第5章 柔整審査会

(柔整審査会の設置)

2.4 事務局長は、政府管掌健康保険及び船員保険に係る申請書を審査するため、各地方社会保険事務局に柔道整復療養費審査委員会を設置すること。

都道府県知事は、国民健康保険及び後期高齢者医療に係る申請書について、当該保険者等に代わり国保連合会に審査を行わせるため、国民健康保険団体連合会と協議の上、国民健康保険団体連合会に国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会（以下、各地方社会保険事務局の柔道整復療養費審査委員会と合わせて「柔整審査会」という。）を設置させることができること。ただし、都道府県知事が国民健康保険及び後期高齢者医療に係る申請書の審査の委任を受けている場合は、事務局長と都道府県知事の協議により、地方社会保険事務局の柔道整復療養費審査委員会で引き続き審査を行うことができること。

なお、組合管掌健康保険に係る申請書を審査するため、都道府県健康保険組合連合会会長は事務局長と協議の上、事務局長に審査を委任することができること。

(審査に必要な報告等)

2.5 事務局長又は国保連合会は、柔整審査会の審査に当たり必要と認める場合は、柔道整復師から報告等を徴することができること。

第6章 療養費の支払い
(療養費の支払い)

26 保険者等（健康保険組合を除く。）及び健保協会支部長に審査を委任している健康保険組合（以下「審査委任保険者等」という。）は、受領委任の取扱いに係る療養費の支払いを行う場合は、それぞれの審査委任保険者等が所在する都道府県の柔整審査会の審査を経ること。

27 略

28 審査委任保険者等は、点検調査の結果、請求内容に疑義がある場合は、健保協会支部長又は国保連合会にその旨を申し出ること。

29～32 略

第7章 再審査
(再審査の申し出)

33 柔道整復師は、保険者等の支給決定において、柔整審査会の審査内容に関し不服がある場合は、その理由を附した書面により、健康保険組合（健保協会支部長に審査を委任している場合に限る。）若しくは地方社会保険事務局（船員保険に係るものに限る。）を経由して審査委任保険者等の所在地の健保協会支部長又は国保連合会に対して再審査を申し出ることができること。

第6章 療養費の支払い
(療養費の支払い)

26 保険者等（健康保険組合を除く。）及び事務局長に審査を委任している健康保険組合（以下「審査委任保険者等」という。）は、受領委任の取扱いに係る療養費の支払いを行う場合は、それぞれの審査委任保険者等が所在する都道府県の柔整審査会の審査を経ること。

27 略

28 審査委任保険者等は、点検調査の結果、請求内容に疑義がある場合は、事務局長又は国保連合会にその旨を申し出ること。

29～32 略

第7章 再審査
(再審査の申し出)

33 柔道整復師は、保険者等の支給決定において、柔整審査会の審査内容に関し不服がある場合は、その理由を附した書面により、健康保険組合を経由して（事務局長に審査を委任している場合に限る。）審査委任保険者等の所在地の事務局長又は国保連合会に対して再審査を申し出ることができること。

なお、柔道整復師は、再審査の申し出はできる限り早期に行う

なお、柔道整復師は、再審査の申し出はできる限り早期に行うよう努めること。また、同一事項について、再度の再審査の申し出は、特別の事情がない限り認められないものであることを留意すること。

3 4 健保協会支部長又は国保連合会は、審査委任保険者等から請求内容に疑義がある旨及び柔道整復師から再審査の申し出があった場合は、柔整審査会に対して、再審査を行わせること。

第8章 指導・監査

(指導・監査)

3 5 柔道整復師及び勤務する柔道整復師は、厚生(支)局長と都道府県知事が必要があると認めて施術に関して指導又は監査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は報告を徴する場合は、これに応じること。

3 6 柔道整復師及び勤務する柔道整復師が関係法令若しくは通達又は本規程に違反した場合は、厚生(支)局長と都道府県知事はその是正等について指導を行うこと。

第9章 その他

(情報提供等)

3 7 厚生(支)局長又は都道府県知事は、8の受領委任の取扱いに係る承諾を行った柔道整復師に関し、所要の事項を記載した名簿

よう努めること。また、同一事項について、再度の再審査の申し出は、特別の事情がない限り認められないものであることを留意すること。

3 4 事務局長又は国保連合会は、審査委任保険者等から請求内容に疑義がある旨及び柔道整復師から再審査の申し出があった場合は、柔整審査会に対して、再審査を行わせること。

第8章 指導・監査

(指導・監査)

3 5 柔道整復師及び勤務する柔道整復師は、事務局長と都道府県知事が必要があると認めて施術に関して指導又は監査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は報告を徴する場合は、これに応じること。

3 6 柔道整復師及び勤務する柔道整復師が関係法令若しくは通達又は本規程に違反した場合は、事務局長と都道府県知事はその是正等について指導を行うこと。

第9章 その他

(情報提供等)

3 7 事務局長又は都道府県知事は、8の受領委任の取扱いに係る承諾を行った柔道整復師に関し、所要の事項を記載した名簿を備

を備えるとともに、当該情報を保険者等に連絡すること。また、12により受領委任の取扱いを中止した場合は、速やかに保険者等及び他の厚生(支)局長又は都道府県知事にその旨を連絡すること。

この場合において、保険者に連絡する際（健康保険組合に限る。）は、都道府県健康保険組合連合会会長を経由して行うこと。

(契約期間)

38 本規程に基づく契約の有効期間は、厚生(支)局長と都道府県知事が柔道整復師に受領委任の取扱いを承諾した承諾年月日から3年間とする。ただし、期間満了1月前までに特段の意思表示がない場合は、期間満了の日の翌日において、更に3年間順次更新したものとする。

(経過措置)

39 平成20年9月30日までにを行った施術に係る療養費の請求（政府管掌健康保険分に限る。）については、健保協会支部長が、審査支払いを行うこと。：

また、「柔道整復師の施術に係る療養費の取扱いについて」（平成20年9月22日保発第0922004号）1（1）に基づき、同年10月1日において承諾を受けたとみなされた施術管理者である柔道整復師及び勤務する柔道整復師が、同年9月30日までに行った施術に関する指導及び監査は、厚生（支）局長及び都道府県知事が行うこと。

えるとともに、12により受領委任の取扱いを中止した場合は、速やかに他の事務局長又は都道府県知事にその旨を連絡すること。

(契約期間)

38 本規程に基づく契約の有効期間は、事務局長と都道府県知事が柔道整復師に受領委任の取扱いを承諾した承諾年月日から3年間とする。ただし、期間満了1月前までに特段の意思表示がない場合は、期間満了の日の翌日において、更に3年間順次更新したものとする。

(経過措置)

39 平成20年3月31日までにを行った施術の療養費の請求に関しては、従前の例によること。